

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	くらし応援給付金室
委 託 業 務 名	くらし応援給付金及び物価高対応子育て応援手当支給業務
委 託 業 務 場 所	大津市、大阪市
概 要	<p>物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から物価高対応子育て応援手当の支給することが国において決定された。</p> <p>併せて本市独自の物価高対策支援として国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、平成19年4月1日以前生まれの令和8年1月1日時点における本市に住民登録がある方を対象として、くらし応援給付金を支給する。</p> <p>これらの支給業務について、市民全体に広く、迅速に支給事務を実施する必要があるため、下記の業務内容について委託する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) システムの構築・機能(2) コールセンター業務(3) 窓口業務(4) メール対応業務(5) 事務処理センター業務(6) 各種書類印刷・封入封緘業務
契 約 期 間	令和8年1月21日 から 令和8年9月30日まで (物価高対応子育て応援手当支給業務は令和8年3月31日まで)
契 約 年 月 日	令和8年1月21日
契 約 金 額	167,064,486円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 大阪市北区大深町4-20 グランフロント大阪タワーA14階 [名 称] アデコ株式会社 西日本営業部 OSセールス西日本支社 支社長 出野 宣
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本事業には、年齢区分ごとに全市民の支給情報を一元的に管理する支給管理システムの構築が不可欠であり、システムの構築には、事務全体の品質のために、申請書審査・入力業務やコールセンター業務との密接な連携が求められる。また、審査業務や問い合わせ対応を見据えた申請書等様式設計を行うことで、申請不備や受電数の抑制を図ることができる。このことから、コールセンター及び申請審査・入力業務と、支給管理システムの構築業務、申請書等印刷・封入封緘業務については、一括して委託することで、対象者への案内から支給完了までの一連の事務を

様式第 2 号（第 2 条関係）

	<p>円滑かつ確実に実施することができる。契約先のアデコ㈱は、本市専用に構築された既存の支給管理システムを本市の給付金支給事業において継続的に運用しており、過去の給付実績や口座情報を当該システムに取り込むことで、効率的な支給が可能である。さらに、当事業者は、大規模給付に対応したコールセンター運営や安全なネットワーク環境構築を有しており、迅速な物価高騰対策に対応できる唯一の事業者であることから、随意契約とするものである。</p>
<p>根 拠 規 定</p>	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。